

# 防災庁設置に向けた全体スケジュール

資料 2 - 1

令和6年度

●R6.11.1 防災庁設置準備室発足

●R6.12.20 第1回防災立国推進閣僚会議  
－ 防災庁の設置に向けた今後の対応方針

●R7.1～R7.6  
防災庁設置準備アドバイザー会議

令和7年度

●R7.6.6 第2回防災立国推進閣僚会議  
－ 防災庁の基本的な方向性

●R7.9.2 第3回防災立国推進閣僚会議  
－ 防災庁の新設に伴う体制整備の方向性  
－ 防災庁設置に向けた予算要求の方向性

●R7.12.26 第4回防災立国推進閣僚会議  
－ 防災立国の推進に向けた基本方針

●関連法案提出・  
審議

●R7.12.26 閣議決定  
防災立国の推進に向けた基本方針

令和8年度

令和8年中  
防災庁設置

# 防災立国の推進に向けた基本方針

令和7年12月26日閣議決定

- 世界有数の災害大国である我が国において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、南海トラフ地震や富士山噴火など**国難級の災害の発生が切迫**する中、**人命・人権最優先の「防災立国」の実現が急務**。
- 国難級の災害に対しても**死傷者や避難者を大幅に低減**させ、**必要な国家・社会機能を維持**するため、**平時からの事前防災の徹底**が必要。
- そのため、我が国の防災全体を俯瞰的に捉え、産官学民のあらゆる力を結集し、中長期的視点から**我が国の防災の在り方を構想**するとともに、**徹底した事前防災、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔**となる組織として**「防災庁」を設置**。

## 防災庁の機能、果たすべき役割

### ○ 防災庁の機能

- 内閣直下に設置
- 総理を組織の長とし、総理を助ける防災大臣を配置
- 尊重義務を伴う各府省庁への勧告権等
- 災害対応力の強化に必要な**予算・人員の確保**
- 内閣府防災担当を**発展的に改組**  
※個別行政分野における防災対策等は引き続き各府省庁で実施

### ○ 防災庁の果たすべき役割 ～ 平時から発災時、復旧・復興までの一貫した司令塔機能 ～

#### I 防災に関する 基本的政策・国家戦略の立案

- **これまでの災害に対する**中長期的視点を踏まえた**定期的かつ十分な検証**
- 多様な経験と高度な知見を基に、あらゆる事態を想定し、起こり得る被害を先読みした**防災の基本政策・国家戦略の企画・立案**

#### II 徹底的な 「事前防災」の推進・加速の司令塔

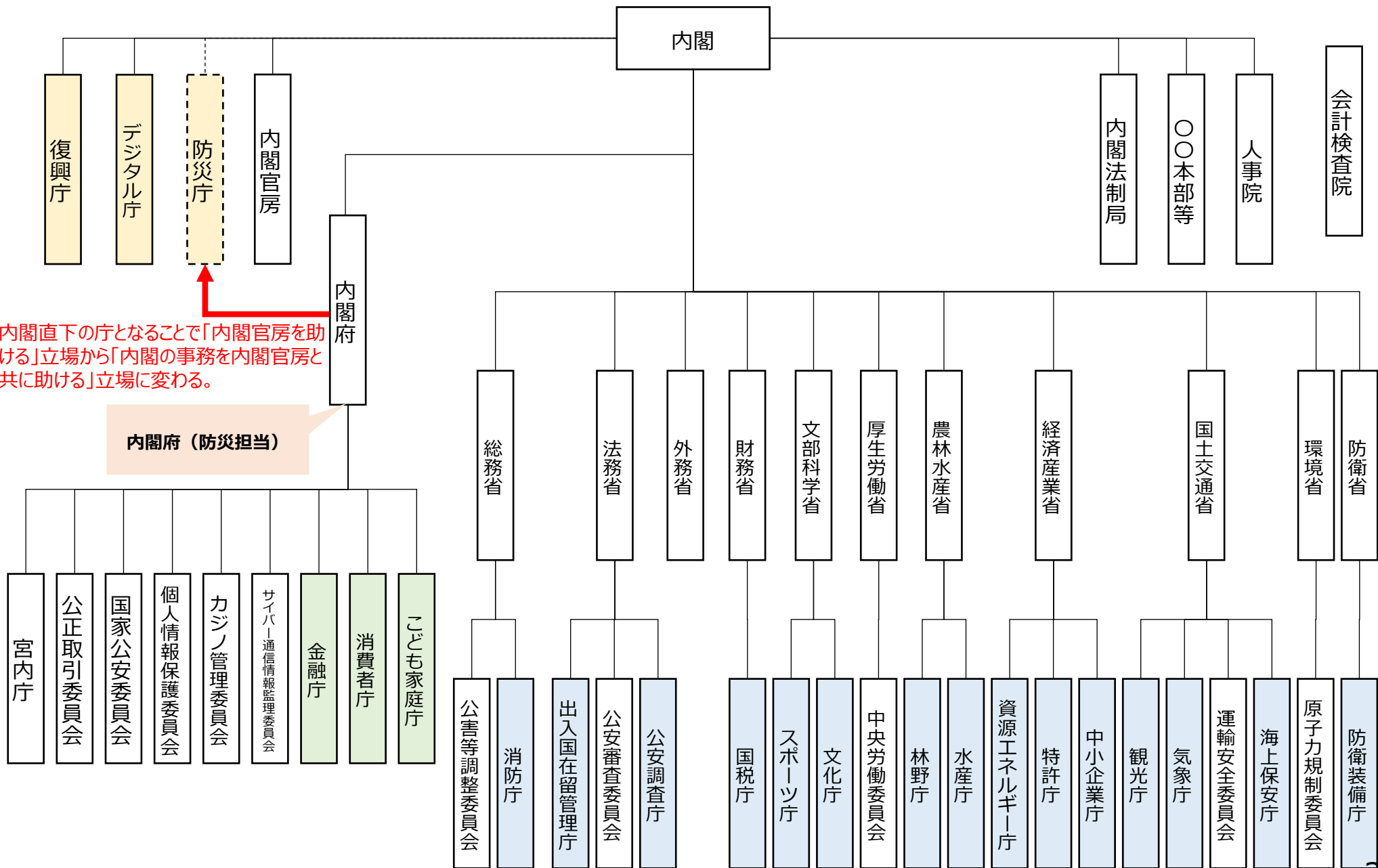
- 各主体の連携による地域レベルでの具体的なシミュレーションに基づく**災害リスク評価、計画企画・立案の推進**
- 各主体による事前防災対策の**抜けや漏れ把握、分野横断的な関係者間コーディネート**や**平時からの実施勧告等による事前防災の推進**

〔・建物等の耐震化 ・防災まちづくりと復興の事前準備  
・スフィア基準等を踏まえた避難生活環境の抜本改善 等〕

#### III 発災時から復旧・復興までの 災害対応の司令塔

- 政府災害対策本部の運営や国全体の被害状況把握など**災害初動体制の構築**
- **被災自治体への迅速な応援体制の構築**
- 被災自治体の**ワンストップ窓口**として被災者のニーズを俯瞰的に把握
- 過去の災害のノウハウをいかした**継続的・包括的な被災地伴走支援体制**の構築

# (参考) 国の行政機関の組織について



# 防災立国の推進に向けた基本方針

令和7年12月26日閣議決定

- 内閣総理大臣を助け防災庁の事務を統括する**防災大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官**の下に、**内部部局として4部門**を置き、各部門に属する統括官及び参事官を配置。
- 当面、「**日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震**」及び「**南海トラフ地震**」に対し、地域における事前防災の推進、大規模災害時の政府の災害対応の業務継続性などの観点から**防災庁の地方機関設置に向けた具体的検討を実施**。
- 機動的かつ柔軟な組織体制を目指し、**防災庁の職員採用を始め、官民の様々な関係機関からの人員により、体制を構築**。

## 防災庁の組織体制の在り方

### 防災庁の内部組織

内閣総理大臣

防災大臣

副大臣、大臣政務官

事務次官

統括官

参事官

#### I 総合政策部門

予算・会計、人事、広報等の官房機能や庁全体の政策の調整、防災技術の研究開発・実装等に関する事務

#### II 災害事態対処部門

大規模災害への対処や訓練・人材育成等に関する事務

#### III 防災計画部門

大規模災害に対する災害リスク評価や計画の企画・立案及び対策の推進、復旧・復興に関する基本的な政策に関する事務

#### IV 地域防災部門

デジタル防災技術を活用し、産官学民の総力を結集した災害対応及び被災者支援体制の構築、普及啓発・防災教育などに関する事務

※統括官及び参事官の担務については、災害の発生状況や防災施策の動向を踏まえ、柔軟に調整。

### 地方機関

当面、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」及び「南海トラフ地震」に対し、以下の取組を推進する観点から地方機関の設置に向けた具体的検討を実施。

- 災害リスク評価や対策の検討・実行支援、地域レベルでの産官学民の連携体制構築など、事前防災推進によって地域防災力向上に関する支援体制の強化
- 大規模災害発生時における政府の災害対応の業務継続性や迅速な被災地支援体制の構築 等

※防災庁本庁の設置を先行し、地方機関が担うべき機能・適地についても並行して検討。

### 人材確保・育成

機動的かつ柔軟な対応が可能な組織体制を目指し、**官民の様々な関係機関から幅広く人員を募り、必要な体制を構築**する。

- 各府省庁との人材交流、防災庁職員の採用・育成
- 中途採用を含む外部人材の業務参画・登用
- 「防災大学校（仮称）」の設置検討など教育・訓練機能の充実
- 働き方に配慮した執務環境や生活環境確保など処遇改善の検討

### 設置時期

R8通常国会において関連法案を提出・成立の後、防災庁の業務遂行に必要な所要の準備を行った上で、**令和8年中の設置**を目指す。

# 防災立国の推進に向けた基本方針

令和7年12月26日閣議決定

## 防災庁の担う具体的な事務

### 大規模災害に対する事前防災の推進

- 各主体の連携による地域レベルでの具体的なシミュレーションに基づく災害リスク評価、計画企画・立案の推進
- 事前防災対策の進捗状況や抜けや漏れの把握
- 協定締結の促進など、民間企業の地域防災への参画を促す取組の推進

### 円滑かつ迅速な災害緊急事態対処

- 初動体制や被災自治体への迅速な応援体制の構築
- デジタル技術活用による迅速な被害状況把握
- 首長の意思決定支援、対応手順の標準化
- 災害時の船舶を活用した医療提供体制整備

### 早期の復旧・より良い復興の実現

- 被災自治体のワンストップ窓口、継続的・包括的な被災地支援
- 事前復興の概念を踏まえた復興に関する対応方針検討

### 被災者に寄り添った支援体制の構築

- 備蓄強化などスフィア基準等を踏まえた避難生活環境の抜本改善
- 女性・高齢者・子ども・障害者・外国人等の多様な視点等を取り入れた支援の充実
- 災害ケースマネジメント実施体制の構築
- 災害救助法適用等に係る事務、被災者生活再建支援制度の運用
- 新物資システム（B-PLo）の活用等を通じた物資支援体制の構築の推進
- 国民保護における救援に係る制度運用、訓練の実施
- 感染症危機や原子力災害との複合に備えたノウハウの共有、訓練等の実施

### デジタル防災技術の徹底活用

- 災害対応の高度化・効率化に向けたデジタル防災技術の活用基盤・環境整備
- 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を中核とした「防災デジタルプラットフォーム」の強化・利活用
- 災害対応に精通したデジタル人材の育成・派遣

### 国民の行動変容を促す普及啓発・防災教育

- 総合的・戦略的なコミュニケーションデザインの検討
- 幼児期からの実践的な防災教育
- 地域が一体となったコミュニティ防災教育の推進
- 災害の記録・課題・教訓の継承等

### 戦略的な防災情報発信

- 防災行動変容を促す情報発信のための基盤技術の構築
- 地域レベルでの報道機関を含むメディアとの連携による適時・的確かつ戦略的な防災情報発信

### 産官学民連携体制の構築

- 産官学民それぞれの災害対応力強化
- 都道府県等とのカウンターパートとなる職員を通じた地方自治体との連携体制の強化
- 災害支援に関わるNPO等との協働強化と参画拡大
- 産官学民関係者同士での平時から顔の見える関係等の連携体制構築

### 体系的な人材育成システムの充実・強化

- 関係機関と連携した実践的な訓練等の推進
- 防災に関する幅広い経験や専門知識、関係者間のコーディネート力を有する行政職員や民間人材など体系的な育成

### 防災技術の研究開発・実装、防災産業の発展

- 防災に関する新技術ニーズ・シーズの把握・統合
- 被害想定的高度化やAIの活用、災害救助・対応ロボットの開発など関係機関連携による防災技術の研究開発・実装の推進
- 防災技術・ノウハウを活用した防災産業の発展

### 国際防災協力の推進

- 災害の経験・課題・教訓や知見・ノウハウの国際展開など、国際防災の議論と枠組みづくりの主導
- 防災関連企業・防災技術の海外展開による国際社会との連携強化

# 防災庁設置法案 及び 防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の概要

## 趣旨

防災に関する施策を円滑かつ迅速に推進するため、防災に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、防災に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とする防災庁を設置することとし、その所掌事務 及び組織に関する事項を定める。また、防災庁設置法の施行に伴い、災害対策基本法において災害の復旧及び災害からの復興を推進するための本部の設置に関する規定を追加するほか、関係法律の規定の整備等を行う。

## 概要

### ① 防災庁設置法案

#### 1. 内閣に防災庁を設置（第2条）

#### 2. 防災庁の所掌事務

##### (1) 内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務：第4条第1項）

- ・ 防災の施策に関する基本的な方針及び計画、大規模な災害への対処に関する企画立案・ 総合調整、関係行政機関が講ずる施策の実施の推進 等

##### (2) 分担管理事務（自ら実施する事務：第4条第2項）

- ・ 中央防災会議、災害対策本部等の防災に関する組織の設置及び運営
- ・ 国・地方公共団体・民間事業者等が防災計画等に基づき実施する事前防災の推進
- ・ 被災者や被災自治体の支援
- ・ 千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震等への対策 等

#### 3. 防災庁の組織

- (1) 防災庁の長及び主任の大臣を内閣総理大臣とし、防災庁の事務を統括する防災大臣を置く。内閣補助事務を遂行するため、**防災大臣に、関係行政機関の長に対する勧告権を付与し、当該勧告権に基づく勧告を受けた際の関係行政機関の長における尊重義務を規定**する。（第6条～第8条）
- (2) 副大臣及び大臣政務官一人に加え、防災庁の庁務を整理し、各部局等の事務を監督する事務次官一人を置く。（第9条、第10条、第12条）
- (3) 防災に関する重要事項等を審議するとともに、重要政策等を推進する**中央防災会議を内閣府から防災庁に移管**する。（第14条）
- (4) 研修及び研究を行う文教研修施設（防災大学校(仮称)）を置くことを可能とする。（第15条）
- (5) 地方機関として防災局を置く。（第16条）

### ② 防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

#### 1. 災害対策基本法の一部改正

- (1) 科学的なリスク評価に基づく事前防災、被災者の良好な生活環境の確保を災害対策の基本理念に追加する。（災対法第2条の2）
- (2) 災害からの復旧及び復興を推進するための本部の規定を追加する。（災対法第2章新第4節）

#### 2. 日本海溝・千島海溝地震法<sup>※1</sup>、南海トラフ地震法<sup>※2</sup>の一部改正

- (1) リスク評価の結果、人口動態の変化、技術の進展等に応じた基本計画の見直し義務を新設する。  
（海溝地震法第4条新第5項、南トラ法第4条新第6項）
- (2) 地方防災会議等が策定する推進計画の実効性を一層確保するため、国からの必要な情報の提供、助言等の援助を行う規定を追加する。  
（海溝地震法新第5条の2、南トラ法新第6条の2）

※1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法  
※2 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

#### 3. 内閣府設置法その他の関係法律の一部改正

#### 施行期日

令和8年中において政令で定める日（防災局に関する規定については公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日）

# 防災庁において特に強化すべき取組

## 防災の基本政策・国家戦略の立案機能と司令塔機能の強化

### 防災の基本政策・国家戦略の立案

- あらゆる事態を想定した上で、デジタル技術等を活用した起こり得る被害の先読みによる防災に関する基本的な政策、国家戦略の企画・立案機能の抜本的強化
- 経験した災害の中長期的、定期的な検証

### 徹底した事前防災の司令塔

- デジタル公共財を活用した地域レベルでの具体的なシミュレーションによる災害リスク評価、対策計画立案機能の強化
- 関係者による事前防災対策の抜け・漏れ把握、分野横断的な関係者間コーディネートや平時からの実施勧告等による事前防災の推進

### 発災時から復旧・復興までの災害対応の司令塔

- デジタル技術を活用した災害対策本部の運営や被害状況把握などの災害初動体制の構築
- 被災自治体のワンストップ窓口として、被災者のニーズを俯瞰的に把握
- 過去災害におけるノウハウを活かし、継続的・包括的な被災地支援体制を抜本的に強化

## 主な取組事項

### 迅速な被災者支援の実現

- スフィア基準等を踏まえた避難生活環境の抜本的改善
- 避難所運営等に係る訓練実施・標準化
- 専門性を有する民間企業、NPO等との連携

### デジタル防災技術の徹底活用（防災DX）

- 平時から復旧・復興までの各フェーズにおいて徹底的にデジタル技術を活用できる基盤構築・環境整備
- 防災DX人材の育成等デジタル防災技術活用体制構築

### 行動変容に向けた防災教育・普及啓発

- 行動変容につなげる産官学民連携での防災コミュニケーション
- デジタル技術を活用した災害の記録・課題・教訓の継承等

### 産官学民連携体制の強化

- 国・都道府県による自治体支援体制の強化
- 産官学民それぞれの災害対応力強化
- あらゆる関係者間の平時から顔の見える体制の構築

### 災害対応標準化・人材育成

- 産官学民の関係者共通の行動原則による対応手順の標準化
- 大学等と連携した人材育成・研修システムの構築

### 防災技術の研究開発

- 防災政策推進のための技術ニーズの把握・統合
- 関係機関連携による防災技術の研究開発・実装の推進

### 国際展開

- 防災技術や知見、教訓等を活用した国際社会との連携
- 防災産業の国際展開